○農林水産省告示第九百二十号

漁業センサス規則（昭和三十八年農林省令第三十九号）第五条第二項第一号、第六条第四項、第十二条第一項、第十三条及び第十五条の規定に基づき、平成十五年五月二十日農林水産省告示第七百七十六号（漁業センサス規則第五条第二項第一号の農林水産大臣が定める湖沼等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成三十年四月二十三日

農林水産大臣　齋藤　健

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（調査票の様式） **第二条**　規則第六条第四項の農林水産大臣が定める調査票は、海面漁業調査については別記様式第一号から第三号まで、内水面漁業調査については別記様式第四号から第六号まで、流通加工調査については別記様式第七号及び第八号のとおりとする。 （調査客体候補者名簿の作成） **第四条**　（略） 一　調査客体候補者名簿に記載する調査客体候補者は、平成二十五年を調査年として行った漁業センサス（以下「二〇一三年漁業センサス」という。）の調査客体名簿に記載されている調査客体並びに平成二十六年以降に新たに漁業を営んだ事業所、新たに開設された魚市場、新たに水産加工業を営んだ事業所並びに新たに冷凍及び冷蔵施設を営んだ事業所とする。 二　調査客体候補者名簿は別記様式第九号から第十二号までにより作成するものとする。 （調査区の設定） **第五条**　（略） 一　漁業経営体調査　規則第十二条の規定により送付され、又は補正した調査客体候補者名簿に基づき、地理的条件を考慮し、及び二〇一三年漁業センサスの漁業経営体調査の調査区を基礎として、一調査区当たりの漁業経営体の数がおおむね二十から三十までとなるように市区町村の区域を区分して設定するものとする。 二　内水面漁業経営体調査　規則第十二条の規定により送付され、又は補正した調査客体候補者名簿に基づき、地理的条件を考慮し、及び二〇一三年漁業センサスの内水面漁業調査の調査区を基礎として、一調査区当たりの内水面漁業を営む漁業経営体の数がおおむね五から二十五までとなるように市区町村の区域を区分して設定するものとする。 三　冷凍・冷蔵、水産加工場調査　規則第十二条の規定により送付され、又は補正した調査客体候補者名簿に基づき、地理的条件を考慮し、及び二〇一三年漁業センサスの流通加工調査の調査区を基礎として、一調査区当たりの水産加工業並びに冷凍及び冷蔵施設を営む事業所の数がおおむね十となるように市区町村の区域を区分して設定するものとする。 （調査の報告等） **第六条**　規則第十五条第一項の農林水産大臣の定める期日は、平成三十年十二月六日とする。 2　規則第十五条第二項の農林水産大臣の定める期日は、調査票及び調査客体名簿を収録した電磁的記録にあっては平成三十一年三月二十九日、調査票、調査客体名簿及び調査客体候補者名簿にあっては平成三十一年九月三十日とする。	（調査票の様式） **第二条**　規則第六条第四項の農林水産大臣が定める調査票は、海面漁業調査については別記様式第一号から第四号まで、内水面漁業調査については別記様式第五号から第七号まで、流通加工調査については別記様式第八号及び第九号のとおりとする。 （調査客体候補者名簿の作成） **第四条**　（略） 一　調査客体候補者名簿に記載する調査客体候補者は、平成二十年を調査年として行った漁業センサス（以下「二〇〇八年漁業センサス」という。）の調査客体名簿に記載されている調査客体及び平成二十一年以降に新たに漁業を営んだ事業所、新たに漁業管理を行った漁業管理組織、新たに開設された魚市場、新たに水産加工業を営んだ事業所並びに新たに冷凍及び冷蔵施設を営んだ事業所とする。 二　調査客体候補者名簿は別記様式第十号から第十四号までにより作成するものとする。 （調査区の設定） **第五条**　（略） 一　漁業経営体調査　規則第十二条の規定により送付され、又は補正した調査客体候補者名簿に基づき、地理的条件を考慮し、及び二〇〇八年漁業センサスの漁業経営体調査の調査区を基礎として、一調査区当たりの漁業経営体の数がおおむね二十から三十までとなるように市区町村の区域を区分して設定するものとする。 二　内水面漁業調査　規則第十二条の規定により送付され、又は補正した調査客体候補者名簿に基づき、地理的条件を考慮し、及び二〇〇八年漁業センサスの内水面漁業調査の調査区を基礎として、一調査区当たりの内水面漁業を営む漁業経営体の数がおおむね五から二十五までとなるように市区町村の区域を区分して設定するものとする。 三　流通加工調査　規則第十二条の規定により送付され、又は補正した調査客体候補者名簿に基づき、地理的条件を考慮し、及び二〇〇八年漁業センサスの流通加工調査の調査区を基礎として、一調査区当たりの魚市場、水産加工業並びに冷凍及び冷蔵施設を営む事業所の数がおおむね十となるように市区町村の区域を区分して設定するものとする。 （調査の報告等） **第六条**　規則第十五条第一項の農林水産大臣の定める期日は、平成二十五年十二月五日とする。 2　規則第十五条第二項の農林水産大臣の定める期日は、調査票及び調査客体名簿を収録した電磁的記録にあっては平成二十六年三月三十一日、調査票、調査客体名簿及び調査客体候補者名簿にあっては平成二十六年九月三十日とする。